

## 住民情報システム連携業務委託仕様書

### 1. 件名

住民情報システム連携業務委託

### 2. 契約期間

契約締結日～2019年12月31日

### 3. 履行場所

習志野市役所市庁舎の、本市の指定する場所

### 4. 依頼課名

生活相談課

### 5. 支払条件

完了払い

### 6. 概要

習志野市(以下「本市」という。)生活相談課が運用している、習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム(以下「事務処理システム」という。)の再構築作業に伴い、生活相談課が予め指定した住民情報システムにて管理する対象データを連携させるため(以下「本業務」という。)、別途協議のうえ定めた連携周期に基づくデータ連携のためのデータ抽出プログラム設計、データ抽出プログラム作成、及びデータ抽出作業を委託するものである。

### 7. 作業内容

#### (1)対象データ及び形式等

詳細は別途協議とする。

住民情報システムより住民情報を受取り、生活保護システムの現住所情報等に反映させる。

また、番号制度への対応として、特定個人情報をCSV形式で抽出し、中間サーバーへの連携を行うこととする。

#### (2)データ抽出プログラム詳細設計

①連携対象データに関わる詳細設計

②各種仕様書作成データ抽出プログラム作成

#### (3)データ抽出プログラム作成

連携対象データに関わるプログラミング

#### (4) システムテスト

- ① 結合テスト
- ② 運用テスト

#### (5) データ抽出リハーサル

- ① 移行データ抽出
- ② 移行データ作成

詳細については、別途本市と協議のうえ決定することとする。

#### (6) 打合せ等の実施

納品物である各種仕様書について、必要に応じ本市及び関係者に対し内容を説明すること。

データ移行業務を円滑に実施するため、本市及び関係者との打合わせに参加すること。なお、打合わせについては3回実施することとする。

#### (7) データ連携

データ連携稼働日初日には、本業務担当者が立会い、万が一障害等が発生した際には対応すること。日程及び時間の詳細については本市と協議のうえ決定することとする。

### 8. データ等の保護

本業務の遂行にあたり、習志野市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい防止等適正な管理のために必要な万全の措置を講じるほか、別添の個人情報取扱特記事項を遵守し、必要な措置を講ずること。

### 9. その他

本業務を進めるにあたっての管理体制について万全の措置を講ずるとともに、以下の条件により委託業務を行うものとする。

- (1) 本業務の実施にあたっては、住民情報システム及び事務処理システムの大規模・複雑性及びその社会的重要性を理解し、安全性・信頼性の確保に十分留意すること。
- (2) 契約締結後、速やかに業務責任者及び連絡担当者の氏名、役職名、連絡方法等について文書により本市に届出ること。
- (3) 契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れにあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (4) 本業務の履行にあたり、本市の建物内で作業を行う場合は、当該建物管理規則等を遵守するほか、本市の指示に従うこと。
- (5) 本業務の履行にあたり、第三者の協力を得る必要がある場合は本市の了解を得ること。
- (6) その他仕様書に定めのない事項及び不明な点は、本市の指示によること。